

# フェスティカサーキット 瑞浪

2018.05.10

## 2018年 競技会特別規則書

### 第1章 競技会開催に関する事項



JAF



### 2018年 シリーズ

全日本カート選手権 FS-125 部門

地方カート選手権 [ FS-125、FP-3 ]部門

ジュニアカート選手権 [ FP-Jr、FP-JrCadets ]部門

本選手権競技会は、一般社団法人『日本自動車連盟』（以下「JAF」という）の公認のもとに、FIA国際モータースポーツ競技規則／国際カート規則および、その付則に準拠したJAF国内競技規則／JAF国内カート競技規則およびその付則、2018年（以下「当該年」という）日本カート選手権規定／全日本カート選手権統一規則、および本競技会特別規則書に従って開催されます。

#### 第1条 競技会の名称

2018年 オートバックス 全日本カート選手権  
FS-125部門シリーズ 第4戦

2018年 地方カート選手権 西地域シリーズ 第4戦  
2018年 ジュニアカート選手権 西地域シリーズ 第4戦

#### 第2条 競技種目

第1種競技車両によるスプリントレース

#### 第3条 競技会の区分と格式

- 1) 全日本カート選手権 FS-125部門：国内格式
- 2) 地方カート選手権 西地域シリーズ FS-125：準国内格式  
FP-3：準国内格式
- 3) ジュニアカート選手権 西地域シリーズ FP-Jr：準国内格式  
FP-JrCadet：準国内格式

注) ※競技日程、方式、その他は、公式タイムスケジュール、公式通知または公式プログラムで、ご案内いたします。

#### 第4条 開催日程

2018年 7月14日【土曜日】～7月15日【日曜日】

全日本カート選手権 FS-125 部門	}	西地域シリーズ 第4戦
地方カート選手権 FS-125 部門		
地方カート選手権 FP-3部門		
ジュニアカート選手権 FP-Jr 部門		
ジュニアカート選手権 FP-JrCadets 部門		

#### 第7条 競技会競技役員

競技会競技役員	
競技長	石森 康広
副競技長	佐野 和志
副競技長	松谷 隆郎
コース委員長	石川 真史
副コース委員	守山 幸伸
副コース委員	
競技記録委員長	渡邊 敏男
競技記録委員	梅田 詩子
計時委員長	加藤 美鈴
副計時委員	兵藤 正武
計時委員	長谷 卓昭
技術委員長	山崎 勇
副技術委員	小久保 薫
副技術委員	東野 和成
進行委員長	深田 拓哉
副進行委員	高倉 流己
救急委員長	鈴木 純一
医師団長	森 進
事務局長	若田部 真宏
副事務局長	伊王野 知代
レースアナウンサー	稲野 一美
	重田 麻美

#### 第5条 開催場所およびオーガナイザー

- 1) 開催場所；フェスティカサーキット瑞浪〔JAF 公認：1,177m〕  
〒509-6472  
岐阜県瑞浪市釜戸町足股 1064-118  
TEL 0572-63-3178 FAX 0572-63-3179  
E-mail info@festika-circuit.com
- 2) オーガナイザー；株式会社フェスティカ

#### 第6条 競技会組織委員および審査委員会

組織委員長	松堂 栄誠
組織委員	勅使瓦 裕志
組織委員	

#### 競技会審査委員会

審査委員長	堀井 智幸（JAF 派遣）
審査委員	照井 文之（JAF 派遣）
審査委員	近藤 正巳（組織委員会任命）

#### 第8条 競技会事務局〔エントリー受付場所〕

フェスティカサーキット瑞浪〔JAF 公認コース〕  
〒509-6472  
岐阜県瑞浪市釜戸町足股 1064-118  
TEL 0572-63-3178 FAX 0572-63-3179  
E-mail info@festika-circuit.com

## 第9条 レース距離（周回数）

全日本カート選手権 FS-125部門

予選 14周 / 決勝 20周/セカンドチャンスヒート8周

地方カート選手権 FS-125部門

予選 13周 / 決勝 18周/セカンドチャンスヒート8周

地方カート選手権 FP-3部門

予選 13周 / 決勝 18周/セカンドチャンスヒート8周

ジュニアカート選手権 FP-Jr部門

予選 13周 / 決勝 17周/セカンドチャンスヒート8周

ジュニアカート選手権 FP-JrCadet部門

予選 10周 / 決勝 14周/セカンドチャンスヒート8周

## 第10条 公式通知に関する事項

JAF統一規則、本規則書に記載されていない競技運営上の実施細目やエントリー、ドライバー、ピットクルーに対する指示事項は、公式通知またはインフォメーションによって示されます。

### 注) クレデンシャルカードの着用について

クレデンシャルカードは、選手受付の際に配布します。

エントリー、ドライバー、ピット要員は、パドック入場時から常時見える位置に装着してください。パドック入場時にクレデンシャルの確認が出来ない場合はパドックに入場することはできません。

またピットエリア、車検場の立入りが許可されるのは、当該部門のドライバー、ピット要員とし、かつ所定のクレデンシャルを装着した者としてします。

## 第11条 大会の延期、中止または取り止め、および変更に関する事項

「JAF国内競技規則、カート競技会組織に関する規定」に基づき、主催者は大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。大会の全部を中止、あるいは24時間以上延期する場合は、参加料は全額返還される。ただし、保険料は返還されない。

なお、エントリーおよびドライバーは、これによって生じる損失について、主催者に抗議する権利を保有しない。さらに、主催者は大会審査委員会の承認を得て、大会の内容を変更する権限も併せて保有するものとする。また、これに対する抗議は一切認められない。

## 第2章 競技会参加に関する事項

### 第12条 エントリー受付期間

1) エントリーの受付期間 【競技開催日の2ヶ月前から3週間前まで】

受付開始日 2018年 5月15日～

競技締切日	～ 6月24日
-------	---------

※郵送によるエントリーの受付

締切日までの消印有効とし、書留にて郵送してください。

※エントリー期間終了後に参加申し込みを行う場合は、参加料に加え、

期間外手数料2,000円を別途お支払いいただきます。

ただし、2週間前までとします。

2) 受理または拒否の通知発送日

競技会開催日の2週間前から開催当日を除き、5日前までの消印をもって発送します。

- 3) エントリーする際に必要なもの
- 1、参加申込書【ドライバーライセンスとエントラントライセンスのコピー】
  - 2、競技会参加に関する誓約書
  - 3、ピットクルー登録申込書
  - 4、エントリーフィー
  - 5、車両申告書

※競技会へ出場されるドライバーは、傷害保険の加入が義務付けられます。  
ここでいう傷害保険は走行中の事故でも保障されることが条件となります

※ピットクルー・メカニックの方も傷害加入が義務付けられます  
※保険加入は申込み当日には出来ませんので、あらかじめ事前に参加をお願いします。(保険料の振込み完了と受領の確認まで効力がありません)  
SLO(一般社団法人カートスポーツ機構)が推進する「スポーツ安全保険」の加入が推奨です。「スポーツ安全保険」とは財団法人スポーツ安全協会が、東京海上日動火災株式会社を幹事会社とする損害保険会社10社との間に、傷害保険を一括契約する補償制度です。

5) エントリーフィーおよびピットクルー登録料

- (1) 全日本 F S-1 2 5 部門： 4 3, 5 0 0 円 (税込)  
※レース用ドライタイヤ1セット含む
- (2) 地方選手権 F S-1 2 5 部門/F P-3 部門： 2 4, 0 0 0 円 (税込)
- (3) ジュニアカート選手権 F P-J r : 部門 6 6, 0 0 0 円 (税込)  
※レース用ドライタイヤ1セット、デリバリーエンジン1基を含む  
その他、オイル1缶、プラグ1本
- (4) ジュニアカート選手権 F P-J r C a d e t : 部門 6 3, 0 0 0 円 (税込)  
※レース用ドライタイヤ1セット、デリバリーエンジン1基を含む  
その他、オイル1缶、プラグ1本

(5) ピットクルー登録料 ※1名様分 : 3, 1 0 0 円 (税込)  
※2名様まで登録可能 保険料込み

(6) エントラント 1, 0 5 0 円 (税込)

### 第13条 競技参加出走台数

- 1) 予選、決勝ヒートのグリッド台数は、最大34台とします。
- 2) 車両検査の日時は公式通知で発表します。[受理所に同封予定]
- 3) スタート進行に関する事項は、全日本/地方/ジュニアカート選手権の統一規則、第29条に準じます。

### 第14条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知されます。
- 2) 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還されず。
- 3) 参加を受理された後、参加を取り消す申込者に対しての参加料は返金されません。

## 第3章 競技に関する事項

### 第15条 自動計測装置(トランスポンダー)

本大会特別規則書第3章14条で記載通り、大会期間中の全選手は必ずタイム測定の為のトランスポンダー装着を義務とします。  
※MYLAPS計測装置を練習時間も含め競技開催期間貸し出します。  
走行終了後に充電時間を取りますので、必ず事務局まで返却をお願いします。  
また、トランスポンダー取り付け位置は、原則としてカート座席(シート)の後部、またはシートステー(ブレーキ側)に取り付けるものとし、地面との距離は約30cmの高さに設置するよう留意してください。



- 1) 参加者は、競技会事務局より貸し出された自動計測装置（トランスポンダー）を使用することとします。トランスポンダーは競技終了後すみやかに返却してください。万が一破損、紛失した場合、理由の如何にかかわらず、1個につき32,400円（税込）を競技会事務局へ支払っていただきます。  
※高価な計測装置につきご理解賜りますようお願いいたします
- 2) 貸し出した自動計測器（トランスポンダー）に計測不良がおきた場合、レース中の交換可能な時間を判断し、別な自動計測器（トランスポンダー）に交換します。その場合もゼッケン番号に変更はありません。
- 3) 自動計測器（トランスポンダー）の配布は選手受付時におこないます。また、返却は決勝ヒート終了後、パルクフェルメでおこなうようお願いいたします。  
※カートから自動計測器（トランスポンダー）を外していただきます  
※マイホルダーの方は機器のみ返却してください
- 4) 参加者は、自身で所有するMYLAPS製TranX160・TranX260・TranX PRO・FLEX（通称マイポンダー）を使用することができます。ただし使用する際は以下の項目を遵守してください。
  - (1)使用申請についてはエントリー用紙と車輛申告書に確実に記入してください。
  - (2)マイポンダーは所有者以外の使用はできません。また、参加者と共用して使用することも認められません。
  - (3)マイポンダーが正常に作動していないと、計時長（委員長）が判断し、競技役員により指示された場合は、直ちに主催者の用意する自動計測装置（トランスポンダー）に交換することがあります。  
この場合、計測器使用料1,000円が別途かかります。
  - (4)マイポンダーを使用する際は、充電の状態、製品管理は自己責任となり、それに伴う計時トラブルに関しては、全て参加者の責任となります。

## 第16条 車載カメラについて

2018年 全日本カート選手権部門／地方選手権部門／ジュニアカート選手権部門において、車載カメラの取り付けを禁止します。

## 第17条 音量測定機器および発信器の設置場所について

音量測定機器の設置場所およびデータロガー用トランスミッター（発信器）の設置場所は、パドック配置図に示される場所のみとします。

## 第18条 競技ナンバーについて

- 1) 全日本選手権F S-1 2 5では、前後および側方の競技ナンバーは、J A Fが指定したものを、検査を受ける前に必ず取り付けていなければなりません。  
ナンバーカラー；黒文字、ナンバーベース；黄色  
0～9の数字をJAFより支給しますので、登録したゼッケンナンバーに合わせて貼り付けしてください。  
配布されたJAFステッカーも貼り付けてください。

**※参加者各自でナンバーベース準備貼り付けとなります**

- 2) F P-J r 部門、F P-J r Cadet 部門に関して、前後および側方の競技ナンバーは、J A Fが指定したものを、検査を受ける前に必ず取り付けていなければなりません。
  - (1) F P-J r 部門  
ナンバーカラー；黒文字、ナンバーベース；黄色  
0～9の数字をJAFより支給しますので、登録したゼッケンナンバーに合わせて貼り付けしてください。  
配布されたJAFステッカーも貼り付けてください。

**※参加者各自でナンバーベース準備貼り付けとなります**

- (2) ジュニア選手権 F P-J r Cadets 部門  
ナンバーカラー；黒文字、ナンバーベース；白色  
0～9の数字をJAFより支給しますので、登録したゼッケンナンバーに合わせて貼り付けしてください。  
配布されたJAFステッカーも貼り付けてください。

※参加者各自でナンバーベース準備貼り付けとなります

注) 地方選手権部門に関しては、J A F が指定したものを、検査を受ける前に必ず取り付けていなければなりません。

ゼッケンは、前後左右4箇所に貼りつけることとします。

地方選F P-3部門： ナンバーベース：黄色、文字色が黒

地方選F S-1 2 5部門： ナンバーベース：白色、文字色が黒

※ベースサイズ 縦17cm以上、数字 縦15cm以上

※競技ナンバー、ナンバーベースとも参加者各自でご準備ください。

※一般市販品または自己作成でも規定内サイズであれば使用可

- 3) 全日本カート選手権部門/地方選手権部門/ジュニアカート選手権部門において、ナンバープレートに広告を表示することは認められません。その他の広告に関しては、オーガナイザーにおいて、次のものに関し、抹消する権限を有し、かつ、ドライバーはこれを拒否することができません。

- 1、公序良俗に反する広告
- 2、政治、宗教に関連した広告
- 3、本競技会関係するスポンサーと競合する広告

## 第19条 消火器携帯について

2018年 全日本カート選手権統一規則 第30条の17に基づき、各ドライバーは下記条件の消火器を1本以上携帯することを義務付けとします。各ドライバーは下記条件の消火器を公式車両検査時に持参し、封印(マーキング)を受けなければなりません。

【携帯用消火器の条件】

種類：ABC 粉末タイプ

大きさ：4型(内容量1.2Kg)以上 ※使用期限内の物を使用のこと

## 第20条 ドライバースブリーフィング

参加ドライバーおよびエントラント、またはピットクルーは、必ず指定の時間に開催するブリーフィングに出席しなければなりません。

その際、出席帳に署名しなければなりません。

どうしても参加出来ないエントラントは代理人を依頼することができます。

注) ブリーフィングに参加しない場合は、競技に参加することが出来ません。ブリーフィングに遅刻、欠席した場合は、オーガナイザーが定める再ブリーフィング料(1万円)を支払い、再ブリーフィングを受けなくてはなりません。受けない場合、競技に参加することはできません。

## 第21条 ドライバーの装備品

- 1) レーシングスーツとフルフェイスヘルメット  
レーシングスーツはC I K/F I A(FMK)公認またはJ A F公認のレーシングスーツ着用が義務付けられます。  
また、スーツに着いている公認ナンバーが有効のものとしします。
- 2) C I K公認ジュニア用ヘルメットの装着について  
15歳以下のドライバーに対し、C I K公認ジュニア用ヘルメットの装着を強く推奨します。

## 第22条 ダミーグリッド関連

レース参加選手は、公式のタイムスケジュールに準じ、指定のダミーグリッドに入場し、出走準備をしなくてはなりません。

※ゲートクローズ時間が設定されます

また、工具類を持ち込むことも禁止されます。

ダミーグリッド入場した後は、メカニック作業は禁止され、部品の交換、給油、ケミカル用品の使用等も禁止されます。

これに違反した場合、出走を取り消され、当該ヒート失格となります。

また、ダミーグリッドではエンジンの始動チェックが行えますが、エンジンの

から吹かしは禁止されています。

エンジンのから吹かしは、指定の場所または主催者側からの通知により行えません。

これに違反したドライバーに対して出走後のペナルティ対象となります。

## 第23条 スタート時の留意事項

- 1) フォーメーションラップ中のドライバーは低速走行し、円滑な隊列を守りながらスタートラインへ向かいます。※スピード調整のボード提示あり  
ポールポジションとセカンドポジションのドライバーは、フォーメーションラップのペースを保ち、隊列を整える義務を守りながら 25m ライン前後に引かれた 2 列隊列の誘導白線をスタートが切られるまでの間、車両がまたがないよう注意し走行することとします。  
また、スタートラインの 25m 手前に引かれたイエローラインを自分のカートが 通過するまで急加速を禁止します。これに違反した場合はペナルティが課せられる場合があります。  
また、フォーメーションラップ中のグリッドを大きく乱し、赤旗によって競技が中断されるような行為をした場合、その対象ドライバーはタイムペナルティや最後列にグリッドを下げる場合があります。  
フォーメーションラップ開始後、スタート信号灯にレッドライトが点灯され、隊列が整ったと判断した場合、レッドライトを消灯してスタート合図を行います。 ※メインポストにて、日章旗の提示も同時に行います  
スタートができずフォーメーションラップをさらに 1 周行う場合には、レッドライトの点灯を続けます。このときドライバーは手を上げ、もう 1 週の合図を出し、再びスタートの合図が出るまでフォーメーションラップを継続します。  
※スタート合図の信号灯に不具合が発生し、動作不良になった場合、車両にスタート合図を知らせる方法は、日章旗を提示振動します。
- 2) 競技スタート準備のためコースインした隊列の先頭車両が、③コーナー通過時までにエンジンのかからない車両はピットスタートとなります。

- 3) フォーメーションラップ中に、隊列が①コーナー左右に置かれたパイロンに差しかかった時点で、ピットエリアからのピットスタートは出来ません。
- 4) フォーメーションラップ開始後レースがスタートするまでの間、登録ピットクルーや登録メカニックは、ピットロードおよびピットサインエリアに立ち入れません。
- 5) フォーメーションラップのスピードは、後続のドライバーが追いつけないようなスピードで走行してはいけません。
- 6) フォーメーションラップ中に完全にマシンをストップしてしまった場合は、確実に全車通過後、安全に自力で再スタートできた場合に限り、隊列の最後尾につくことができます。  
ただし、危険地帯での車両停止等の場合、オフィシャルが手を貸し、コースをクリアにする場合があり、この場合の再スタートの判断は競技長が決定する場合があります。
- 7) フォーメーションラップ中の追い越し禁止区間は、車両が①コーナーに差しかかった位置からスタートラインまでとし、かつ①コーナーからイエローライン（スタートライン手前 25m ライン）までは加速をしてはなりません。  
追い越し禁止区間（ポジション復帰禁止）の始まりは、①コーナー進入手前に赤の線をもって示してあり、かつ、左右に置かれた赤いパイロン（三角コーン）が目印です。
- 8) 不出走やフォーメーションラップ中に停止したカートがいた位置が空席となったグリッドは、他のカートによって埋めてはならず、スタートラインを通過するまで空席が維持されなければなりません。

## 第24条 その他競技に関する注意事項

- 1) 全てのドライバーは、規則のほか、マナーや安全意識と危険回避義務があることを十分に理解しなければなりません。  
また、ドライバーの合図（ドライバーサイン）は必ず行ってください。

手を上げる場合は、必ず頭上高く上げることを義務付けします。

[例：コースイン、コースアウト、前方危険の合図、徐行減速の合図など]  
オフィシャルが手を頭上高く上げていないと判断した場合や、その他のドライバーサインを出さないドライバーは、ペナルティの対象となります。

- 2) 停止車両がドライバー自身によって、再スタートならびに車両移動ができないと判断された場合、オフィシャルの手によって、安全な場所に車両を移動する場合があります。この場合、他者の援助を受けたことにより、当該ヒート失格となります。 ※ドライバー本人による車両移動は、失格とはならず、リタイア扱いとなります。  
また、危険地帯での停止、多重クラッシュによる車両の重なり等をオフィシャルが手を貸し救済補助する場合があります。  
※主催側としては、安全を第一に考えて競技を進行させます。
- 3) ピットインする場合はピットロードを必ず徐行しなければなりません。  
徐行を怠った場合や危険な走行はペナルティを課せられます。  
また、ピットインした場合はいかなる理由であっても必ずピットエリア内でストップしエンジンを停止しなければなりません。  
再スタートはその後認められます。ただし、ピットエリア外やパルクフェルメルメに入った場合はレースリタイアとなります。
- 4) ピットサインが出せる位置は、指定されたサインエリアのみとし、指定のピットパスを所持する登録ピットクルー（メカニック）のみとします。  
指定のサインエリアとピットパスに関しては公式通知にて発表いたします。
- 5) ショートカットはオフィシャルの指示がない限り禁止となります。  
ショートカットをした場合、ペナルティの対象とします。  
ショートカットについての解釈は、走路でない場所を走行したドライバーが、その行為により有利になる状態が発生した場合を示します。

- 6) 悪天候やレース進行上のトラブルによりクラス出走順を入れ替える場合があります。  
また赤旗によりレース中断した場合も同様の措置をとる場合があります。
- 7) タイムスケジュール確認の公式時計をメインポストに設置します。  
各ヒート定刻までにダミーグリッドに来ていないカートがいたとしても、時間通りにコースインとします。
- 8) リタイアしたドライバーは、エントラント、ドライバー署名の上、リタイア届を書面にて競技会事務局まで提出してください。
- 9) 競技中の燃料補給は禁止とします。

## 第25条 信号旗

「J A F 国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第3章に従ってください。ジュニア選手権部門の予選ヒート、決勝ヒートにおいて、青・赤（2重対角線で区分）旗が使用される場合があります。  
この旗は提示されたドライバーのレースからの除外を意味し、速やかにピットインしなければなりません。

注）地方選手権部門は、青・赤旗を採用しません。

- 1) 『白地に赤バツテンのボード』  
ローリング隊列から大きく遅れたと判断され、白地に赤バツテンボードが提示されたドライバーは最後尾に着かなければなりません。
- 2) 『緑旗』  
ダミーグリッドからのスタート合図は、緑旗を用います。
- 3) 『白黒旗』  
以下の場合、対象ドライバーに対し、積極的に白黒旗が提示されます。
  - (1) ローリングスピード落とさないドライバー
  - (2) ローリング隊列の自己ポジションを無視して乱すドライバー  
またスタート後に、同じドライバーが白黒旗の対象になるような



行為をした場合、そのヒートで白黒旗累積2回になり黒旗が提示され失格となります。 ※白黒旗は、その他のヒートには累積されません。

- 4) 競技旗や白地に赤バツテンのボード、その他の合図は基本ホームストレート横に設置されたボックスにて、コース委員長や競技委員が提示しますが、競技の途中、④番ポストの競技オフィシャルが提示することもあります。それ以外の方法を取り入れる場合は、公式通知にて示します。
- 5) 競技を中断する必要があると判断された場合、コース長とコース上の全ポストが赤旗を提示します。
- 6) チェッカー旗を受けたすべてのカートに対して、黄旗を提示します。
- 7) チェッカー旗が振られたら、ピットエリアにいる登録ピットクルーやメカニックはバルクフェルメに向かいますが、ピットインしたカートの整備をしてはいけません。
- 8) 黒旗の提示は、ゼッケン番号と一緒にコントロールライン上とします。
- 9) その他の合図を旗やボードでおこなう場合、公式通知にて示します。

## 第26条 レースの中断

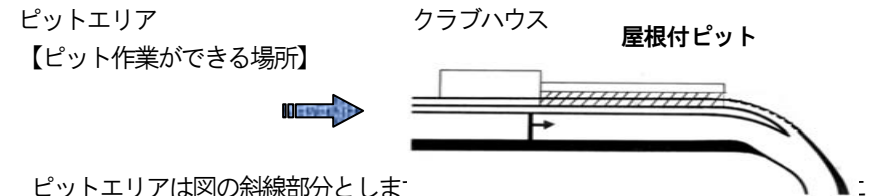
「JAF国内カート競技規則 カート競技運営に関する規定」第9章 第35条「レースの中断」に準じ、赤旗提示の場合ドライバーは直ちにレースを中断し、オフィシャルの指示に従って、停止できる体制でホームストレート上赤旗を持つオフィシャル手前まで徐行して停止します。その場合、センターを空けて危険を回避することに努めてください。

競技長の指示があるまでピットクルーはグリッド上への介入および車両の整備をおこなってははいけません。また、工具を用いた修理等は一切禁止されます。また修復が必要になったカートは、ピットエリアで修理しレースに復帰できる場合があります。

## 第27条 ピットクルーおよびピットエリア、パドック

- 1) ピット内および屋根付きピット前面の作業エリア（ピットエリア）で作業できるのは当該クラスに出場しているドライバーと登録されピットクルー（メカニック）のみとします。

また無登録の者がピットエリアで作業すると、違反行為になりピットクルーペナルティが課せられます。



ピットエリアは図の斜線部分としま引かれた白線内とします。ピット作業をエリア外でおこなうと「ピット外作業」に該当し、ペナルティの対象となります。

- 2) グリッド上でのスタート補佐などは、登録されたピットクルー（メカニック）のみとします。
- 3) ピットクルーの行為については「JAF国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定18条に基づき、ドライバーに直接統括の責任があるものとし、よって、ピットクルーによる規則の違反で当該ドライバーに黒旗を提示することがあります。
- 4) パドックエリア、ウエイティンググリッドおよびオーガナイザーが指定したエリアにおけるエンジン始動およびから吹かし、作動については、カートが走行可能な装備を具備し、リアタイヤが地面に接地した状態でのみ認められます。エンジン始動確認エリアを指定しますので、その指定箇所でのみエンジンの始動確認ができます。 ※場所は公式通知にて発表します
- 5) パドックエリアにおいて火気および発火物の使用は禁止されます。 ※火が出る金属切断工具なども含みます

注1) 本大会期間中、パドック内にて、火花の出る作業を行う場合、パドック公式通知にて火器作業エリアを設置しますので、そこでのみ作業をお願いします。

注2) 本大会期間中、パドック内にて喫煙する場所を設置しますので、そこでのみ喫煙をお願いします。

## 第28条 成績および、採点、賞典に関する事項

- 1) 予選・決勝とも加算ポイントシステムで集計します。
- 2) 予選グリッドはタイムトライアル順とし、予選ヒートのポイントの多い順に決勝のグリッドを決定します。
- 3) ポイントペナルティが入った場合、減算したポイント順位となります。  
※ただし0点までとします（マイナス表示はなし）  
また減算によって順位の移動（繰り上げ、繰り下げ）は適応されません。
- 4) 決勝ヒートの結果により成績を決定します。
- 5) 賞典はドライバーに対して行ないます。
- 6) 全日本F S-1 2 5部門、地方選手権部門、ジュニアカート選手権部門の賞典の対象人数は、次のようになります。

10台以下・・・3位まで

11台～・・・5位まで

〔賞典表〕※変更になる場合がございます。

1位	トロフィーと副賞	4位	副賞のみ
2位	トロフィーと副賞	5位	副賞のみ
3位	トロフィーと副賞		

※また賞典の対象は、決勝ヒートにおいて完走（完走扱い含む）したドライバーに限ります。

## 第29条 予選の順位決定

予選レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定されます。

- (1) 完走者（チェッカーを受けたドライバーで車検を通過したドライバー）
- (2) 完走者（チェッカーを受けていないドライバーで車検を通過したドライバー）
- (3) 不完走者（完走扱いにはならないが、車検を通過したドライバー）
- (4) 失格者（順位はつかず、リザルトには掲載される）
- (5) 不出走者（順位はつかず、リザルトには掲載される出走できなかった者）

※上記対象者が複数の場合は、ゼッケン順で並べます。

※ペナルティ対象の選手がDNF選手より順位が下回る場合は、DNF選手を優先とします

## 第30条 決勝の順位決定

決勝レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定されます。

- (1) 完走者（チェッカーを受けたドライバーで車検を通過したドライバー）
- (2) 完走者（チェッカーを受けていないドライバーで車検を通過したドライバー）
- (3) 不完走者（完走扱いにはならないが、車検を通過したドライバー）
- (4) 失格者（順位はつかず、リザルトには掲載される）
- (5) 不出走者（順位はつかず、リザルトには掲載される出走できなかった者）

※上記対象者が複数の場合は、ゼッケン順で並べます。

※ペナルティ対象の選手がDNF選手より順位が下回る場合は、DNF選手を優先とします

## 第31条 ペナルティ

- (1) 競技規則に基づく危険・反則行為に対しペナルティを課します。  
ペナルティの判断は競技長や審査委員会によって、決定いたします。
- (2) ドライバーサインを怠ったドライバーやドライバーマナーを厳守していないドライバーに対し、注意、警告する場合があります。  
この場合、クラブハウス大会審査委員室（計時室）まで来ていただきます。
- (3) 定められた方向とは逆に走行した場合ペナルティを課します。
- (4) 指定された作業エリア以外での作業にペナルティを課します。
- (5) 競技会中の反則行為について、ドライバーを停止させることなくペナルティカタログやその他の規則によって罰則を課します。

## 第32条 抗議に関する事項

2018年 全日本カート選手権／地方選手権／ジュニアカート選手権  
統一規則、第7章 第39条に基づき以下の通りとします。

- 1) 「JAF国内カート競技規則」第7章39条に基づき、抗議は書面にて抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して大会審査委員会に提出するものとします。  
(1) 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は、車両検査後15分内とします。

(2) 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後30分以内とします。

(3) 競技の成績に関する抗議はその発表後30分以内とします。

- 2) 大会運営役員に対する各抗議はエントラントのみ受け付けるものとし、抗議料は、現金20,900円とします。  
(JAF国内カート競技規則・付則、カート競技に関する申請・登録等手数料規定に関する第8条に基づく) 提出された抗議により再車検等を実施し、その抗議が成立した場合には再車検等の要した費用ならびに組み立て費用は被抗議者であるエントラントおよびドライバーの負担とし、これと反対に、当該車両等が規則通りのものであることが判明した場合は、抗議提出者がそれらの費用を負担しなければならず、費用の算定については技術委員長に委ねられます。
- 3) エントラント及びドライバーの遵守事項  
(1) エントラントは自己の係る全ての者にすべての法規及び規則を遵守させる責任を有します。  
(2) エントラント、ドライバー及びピットクルーは本特別規則の下で開催される競技会中に生じた事態についてコースの所有者、主催者とその関係者及び大会役員に対していかなる責任も追及できません。
- 4) エントラント、ドライバー及びピットクルーは、競技委員やレースジャッジに対し、スポーツマンらしくからぬ行為や不謹慎な言葉遣い、暴言、威圧、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とします。
- 5) 規則の解釈  
本規則ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものといたします。

## 第4章 エンジンおよびカートに関する事項

### 第33条 使用エンジン、エンジンの変更(交換規定)

- (1) 全日本FS-125部門：JAF国内カート競技車両規則および当該年のJAFが指定したワンメイクエンジンとします。  
東/西地域；IAME PARILLA X30  
競技に登録出来る数量は1基までとなります。
- (2) 地方選手権FS-125部門：JAF国内カート競技車両規則および当該年のJAFが指定したワンメイクエンジンとします。  
東/西地域；IAME PARILLA X30  
競技に登録出来る数量は1基までとなります。
- (3) 地方選手権FP-3部門：JAF国内カート競技車両規則および当該年の全日本選手権FP-3部門適用車両規定に合致したピストンバルブ方式のJAF公認エンジンであり、JAFが指定したワンメイクエンジンとします。  
東/西地域；ヤマハKT100SEC、KT100SD  
競技に登録出来る数量は1基までとなります。
- (4) FP-Jr、FP-Jr Cadets部門；  
JAF国内カート競技車両規則および当該年のジュニア選手権部門適用車両規定に合致した、ピストンバルブ方式のJAF公認エンジンで、オーガナイザーから配布されるワンメイクエンジンとします。エンジンはデリバリーエンジンを使用する。  
競技に登録出来る数量は1基までとなります。
- (5) 公式練習、タイムトライアル、予選後に登録済みのエンジンが故障、破損した場合は、競技会審査委員会承認の元、以下の条件に準じ1回のみ変更(交換)することができます。なお、変更(交換)の申請は、各ヒートのスタート20分前までとし、競技会事務局に提出お願いします。

- 1) エンジン変更（交換）後の、ヒートグリッドポジションは、最後尾とします。また、エンジン交換によって、最後尾スタートの車両が複数いる場合、交換受け付け順にグリッドを決定します。

※必ず、事務手数料¥2,000を事務局にお支払い、エンジン追加登録の手続きを事務局に提出してください。

※車検時は、交換エンジン、再登録エンジン、使用部品すべてが対象となります

## 2) エンジン再登録料

全日本FS-125部門	2,000円
地方選手権FS-125、FP-3 各クラス	2,000円
ジュニアカート選手権FP-Jr、FP-JrCadets 各クラス	25,000円

※エンジンデリバリーの場所、その他に関しては公式通知で発表します

## 第34条 シャシー、その他

- (1) 全日本FS-125部門で使用するシャシーは、CIK-FAまたはJAF公認を取得している製造者によって製造されたものとします。また、フロントブレーキの装着は禁止とします。登録出来る個数は、1競技会につき、1台までとします。ラジエターはメーカー純正品を使用とします。※一般市販品に変更は不可。電装系部品やクラッチ周りの部品、その他の純正品規定は、2018年全日本カート選手権FS-125部門適用車両規定に準拠します。
- (2) 地方選手権 各部門で使用するシャシーは、CIK-FAまたはJAF公認を取得している製造者によって製造されたものとします。登録出来る個数は、1競技会につき、1台までとします。ラジエターはメーカー純正品を使用とします。※一般市販品に変更は不可。※FP-3部門は、ラジエター規定対象外です

電装系部品やクラッチ周りの部品、その他の純正品規定は、2018年地方カート選手権FS-125部門適用車両規定に準拠します。

- (3) FP-Jr部門で使用するシャシーは、CIK-FAまたはJAF公認を取得している製造者によって製造されたものとします。

登録出来る個数は、1競技会につき、1台までとします。

電装系部品やクラッチ周りの部品、シャシー規定、その他の規定は、2018年JAFジュニアカート選手権統一規則とJAF国内カート競技規則車両規定に準拠します。

- (4) FP-JrCadets部門で使用するシャシーは、ボディーワークを含み、「JAF国内カート競技車両規則」第29条に従い、JAFに申請されたものとします。登録出来る個数は、1競技会につき、1台までとします。電装系部品やクラッチ周りの部品、シャシー規定、その他の規定は、2018年JAFジュニアカート選手権統一規則とJAF国内カート競技規則車両規定に準拠します。

- (5) チェーンガード、予備チェーン、ラジエター付加物  
チェーンガードはエンジン内側にドライブがある場合についても規則通り取り付けるとします。  
また、予備のチェーンは取り付けることはできません。  
ラジエター温度調節用のラジエターへの付加物は、危険な構造であってはならず、堅固に固定されているものは認められます。  
ガムテープ等の取り外し出来るもので温度調節を行う場合は、必ずラジエター本体に一周以上テープを巻き、走行中に取り外しが出来ない状態のみ許可されます。ただし、走行中そのテープが外れかかっている場合等はペナルティの対象となります。

## 第35条 タイヤ

- (1) 全日本選手権FS-125部門の使用タイヤは、JAFによって指定された単一製造者の当該年に有効なCIK-FA公認タイヤを製造している国内タイヤ製造者のCIK公認タイヤを使用することとなります。

登録タイヤには競技ナンバーを記入します。  
文字の字体は幅3mm以上の字画で、高さ30mm以上とします。

競技ナンバー記入色：FS-125部門は桃色（ピンク）

東/西地域 FS-125部門指定タイヤ  
住友ゴム工業株式会社  
ドライ；DFH  
ウエット；KT14W13

記載なき事項に関しては、2018年全日本カート選手権統一規則  
FS-125部門のタイヤ規定に準じるものとします。

- (2) 地方カート選手権部門のタイヤは、JAFによって指定された単一製造者のJAF指定タイヤを使用しなくてはなりません。

東/西地域 FP-3部門指定タイヤ  
株式会社ブリヂストン  
ドライ；YNL（SL17）  
ウエット；YFD（SL94）

登録タイヤには競技ナンバーを記入します。  
文字の字体は幅3mm以上の字画で、高さ30mm以上とします。  
地方選FP-3部門：競技ナンバー記入色：桃色（ピンク）

FS-125部門指定タイヤ  
住友ゴム工業株式会社  
ドライ；SL9  
ウエット；SLW2

登録タイヤには競技ナンバーを記入します。  
文字の字体は幅3mm以上の字画で、高さ30mm以上とします。  
地方選FS-125部門：競技ナンバー記入色：黄色

記載なき事項に関しては、2018年地方カート選手権統一規則  
FP-3、FS-125部門のタイヤ規定に準じるものとします。

- (3) ジュニアカート選手権部門のタイヤは、JAFによって指定された単一製造者のJAF指定タイヤを使用しなくてはなりません。

FP-Jr部門指定タイヤ  
株式会社ブリヂストン  
ドライ；YNL（SL17）  
ウエット；YFD（SL94）

登録タイヤには競技ナンバーを記入します。  
文字の字体は幅3mm以上の字画で、高さ30mm以上とします。  
FP-Jr部門：競技ナンバー記入色：黄色

FP-Jr Cadet部門指定タイヤ  
横浜ゴム株式会社  
ドライ；ADJ（SLJ）  
ウエット；SL03

登録タイヤには競技ナンバーを記入します。  
文字の字体は幅3mm以上の字画で、高さ30mm以上とします。  
FP-Jr Cadet部門：競技ナンバー記入色：白色

記載なき事項に関しては、2018年ジュニアカート選手権統一規則  
FP-Jr、FP-Jr Cadets部門のタイヤ規定に準じるものとします。

- (4) 登録タイヤの交換について  
2018年全日本カート選手権統一規則 第17条10.(2)「技術委員長の承認のもとに、各1本のみでの交換が認められる」とされていますが、交換を認める場合は下記内容の条件にて認めるものとし、無条件に交換を認めるものではありません。

1. バースト、パンクおよび接合部からの空気漏れ等が認められた場合。
2. 交換するタイヤのトレッド肉厚は、交換する前のタイヤと同等以下の中古であること。

(5) 公式練習中の使用タイヤについて  
各クラス 公式練習中のタイヤ使用条件に関しては下記の通りとします。

1) 全日本FS-125部門

登録タイヤ以外のタイヤを使用可能。公式練習中のタイヤ交換可。

2) 地方選手権FS-125部門、FP-3部門

登録タイヤ以外のタイヤを使用可能。公式練習中のタイヤ交換可。

3) ジュニア選手権 FP-Jr部門、FP-Jr Cadet部門

登録タイヤのみ使用可能。公式練習中のタイヤ交換可能。

※ただし、登録タイヤの「ドライ」、「ウエット」のいずれかとします。

記載なき事項に関しては、2018年 全日本カート選手権統一規則

FP-3部門、FS-125部門、FP-Jr部門、FP-Jr Cadets  
のタイヤ規定に準じるものとします。

注) ※ウエットタイヤおよび交換タイヤ1本は選手が用意するものとします。

### 第36条 排気装置

(1) 全日本カート選手権 FS-125部門で使用するマフラーは、当該年の  
全日本カート選手権FS-125部門適用車両規定通りとします。

※なお、登録するマフラーの公認書は参加者が用意します。

※改造、加工、口径変更禁止

(2) 地方選手権FS-125部門で使用するマフラーは、当該年のJAF国内  
カート競技車両規則第22条通りとします。

※当該エンジンのメーカー純正マフラーに限ります。

※改造、加工、口径変更禁止

(3) 地方選手権FP-3部門で使用するマフラーは、当該年のJAF国内  
カート競技車両規則第22条通りとします。

※当該エンジンのメーカー純正マフラーに限ります。

※改造、加工、口径変更禁止

(4) FP-Jr部門、FP-Jr Cadets部門で使用するマフラーは、  
当該エンジンのメーカー純正マフラーに限ります。

※改造、加工、口径変更禁止

### 第37条 点火装置について

「2018年全日本カート選手権統一規則 第3章 第21条6」に従い、技術委員  
長は審査委員会の指示に基づき、当該車両の点火装置を、技術委員長により指  
定された同一形式の別筐体に交換させる場合があります。

この指示が出た場合、交換作業を実施しなければならず、本件に関する抗議は  
一切認められません。

### 第38条 燃料検査および指定燃料について

(1) 2018年 全日本カート選手権統一規則書 第20条3により、予告な  
く燃料の抜き打ち検査を行う場合があります。

これにより違反、失格となった場合、検査費用の一切をドライバー  
(未成年の場合は保護者)が負担するものとします。

(2) 採取用として、各ヒート終了時点で燃料をタンクに1リットル以上残し  
ておかなければなりません。

(3) 主催者は各ヒートに使用した潤滑油のサンプルの提出をドライバーに求め  
ることがあります。

(4) 指定燃料

2018年 全日本カート選手権統一規則第3章第20条1. 2) および  
2018年 地方カート選手権統一規則第3章第20条1. 2)に基づき、  
ガソリンを以下のとおりに指定します。

1) 燃料の性質を変えるような装置の取り付けや添加剤の混入を行っては  
ならない。

2) ガソリンの購入の際は、金属製携行缶を使用すること。

3) 購入したガソリンの領収証をコース事務局に提示し、「購入証明書」に認印を受け取り、指定された公式車検時間内に車検員に提出してください。

4) 燃料の冷却について  
燃料を冷却するために使用する、いかなる装置も禁止とします。

5) ガソリン成分表（抜粋） 銘柄：コスモスーパーマグナム

密度（15℃）	0.7406g/m <sup>3</sup>	実在ガム	1mg/100ml	
蒸留性状	10容量%留出温度	43.0℃	鉛分	<0.0010g/l
	50容量%留出温度	92.5℃	硫黄分	0.0004 質量%
	90容量%留出温度	138.0℃	色	オレンジ系色
	終点	170.0℃	組成MTBE	<0.1容量%
	全留出量	96.5 容量%	組成ベンゼン	0.47容量%
	残油量	1.0容量%	組成メタノール	<0.1容量%
銅板腐食（50℃/3h）	1	組成エタノール	<0.1容量%	
蒸気圧（37.8℃）	86.8kpa	組成酸素分	<0.1容量%	
酸化安定度	>825分	オクタン価 リサーチ法	99.5	

6) 競技中の燃料給油について  
2018年 全日本カート選手権統一規則 第30条9に準じ、競技中の燃料補給は禁止されます。

7) 指定ガソリンスタンド

竜吟サービス（コスモ石油）：岐阜県瑞浪市釜戸町 1552-1  
TEL 0572-63-2232  
営業時間 平日 AM7:00~PM21:00まで  
          土日 AM8:00~PM21:00まで  
※2018年7月7日（土）から購入のものが有効（1人5L以上）



### 第39条 広告

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告については、オーガナイザーは次のものに関し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することができません。

1. 公序良俗に反するもの。
2. 政治・宗教に関連したもの。
3. 本競技会に関係するスポンサーと競合するもの

### 第40条 その他一般事項

- 1) 技術委員に承認されたデータロガー(データ蓄積装置)およびタコメーターの使用は可能とします。ただし、データロガー用のトランスミッターの設置場所は、コース外のオーガナイザーに指定された場所のみとします。
- 2) エントラント、ドライバーおよびピットクルーは、スポーツマンらしからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格または除外となります。
- 3) パドック、ピット、ピットエリア内での火気の使用は禁止されます。  
※施設の告知や注意事項を守ってください。

また、ゴミの不法投棄をした場合は施設内に投棄したすべてのゴミを必ず後日でも処理していただきます。

- 4) 指定された場所以外での喫煙は禁止されます。
- 5) 使用するピット・パドックは指定させていただきます。  
また、参加車両公式車検の日時、競技スタートの日時や方法、ハンディキャップについての規定、その他は、公式タイムスケジュールで発表します。
- 6) ヒート後の車両回収は、放送およびオフィシャルの指示に従ってください。回収車が入る場合は案内がありますので、メカニックの方は、重量車検場前で待機してください。
- 7) ヘルメットのシールド(捨てバイザー)の使用は認められますが、走行中に捨てる事を禁止とし、捨てた場合は如何なる理由であれペナルティの対象となります。

#### 第41条 損害補償

- 1) すべての参加者は、自己の過失により、施設の器材、計測器等、その他諸々に損害を与えた場合は、その損害について責任を負うこととします。
- 2) 主催者および大会役員の業務遂行により起きたドライバー、ピット要員の死亡、負傷および車両の損害に対して主催、後援、協力、協賛するものおよび大会役員は一切の補償責任を負わないものとします。

#### 第42条 本規則書に記載されていない事項

本規則書に記載されていない追加事項や変更事項、告知は、公式の文面にて、通知によって発表します。

#### 第43条 テレコミュニケーション

コース上のドライバーとそれ以外の者との間で連絡ができるテレコミュニケーション(遠隔通話装置、無線装置など)の使用は禁止します。  
この事項に対する抗議は一切受け付けられません。

#### 第44条 緊急車両の走行導線と緊急時の指定病院に関して

本大会において、傷病人搬送時の緊急車両(救急車)の走行導線を、以下の通りとします。



緊急指定病院 < 土岐市立総合病院 >





## 第10章 傷害保険

## 第45条 オーガナイザーが付保する保険の内容

- 1) 参加ドライバーや登録ピットクルー・メカニックは、JAF国内カート競技規則第11章第34条に定める傷害保険に加入しなくてはなりません。また、それとは別にオーガナイザーの付保する保険内容に関して明記するものです。 ※次の内容となります
- 2) オーガナイザーの付保する施設賠償、施設入場者傷害保険金の補償額
  - (1) 普通傷害保険・施設入場者に対する死亡・後遺症傷害保障  
2,000万円を限度
  - (2) 普通傷害保険・施設入場者に対する入院日額保障  
7,500円を限度
  - (3) 普通傷害保険・施設入場者に対する通院日額保障  
5,000円を限度
- 3) 保険適用に関する事項
  - (1) ピット、パドック、ピットロード等の施設入場中に被った傷害に対しての保険です。  
※コースを走行中に傷害を被った場合は対象とはなりません。
    - 1 死亡事故  
通常、事故の日から当日を含め、180日以内に死亡した場合、保険金額全額(普通条件)が支払われます。
    - 2 後遺障害事故  
事故の日から当日を含め、180日以内に身体の一部をなくしたり、その機能を奪われた後遺障害は、その程度に応じて保険金額(普通条件)が下記割合で支払われます。
      - (1) 終身、自由を行うことが出来ない場合・・・100%
      - (2) 両方の目が見えなくなった場合・・・100%
      - (3) 腕または足(関節より上部)をなくした場合・・・60%
      - (4) 両方の耳が聞こえなくなった場合・・・80%
      - (5) そしゃくまたは言語の機能をなくした場合・・・100%
      - (6) 片方の目が見えなくなった場合・・・60%
      - (7) 片方の耳が聞こえなくなった場合・・・30%

- (8) 片方の耳をなくした場合・・・3%~10%
- (9) 片方の手の親指（関節より上部）をなくした場合・・・20%
- (10) 鼻をなくした場合・・・3%~35%
- (11) 足の親指をなくした場合・・・10%
- (12) 親指・人差し指以外の手の指1本をなくした場合・・・10%
- (13) 親指・人差し指以外の足の指1本をなくした場合・・・5%

※上記各号に該当しない不具廃疾については、保険加入者の職業、年齢、身分、性別等に関係なく身体の完全に棄損された程度に応じてかつ上記各号の区分に準じて50%以内で保険金が支払われる補償がある保険会社に加入してください。

### 3 傷害を被った入院・通院保険金（普通条件）

損害の結果として平常の業務をきたし、しかも医師の治療を要する場合、平常の業務に従事することができるようになるまで、1日について入院の場合7,500円（180日程度）、通院の場合5,000円（90日程度）が支払われます。

### 4 その他の規定

- (1) 傷害保険または、賠償責任保険の支払は、通常180日で仕切られます。
- (2) 事故による傷害について不具廃疾保険と重複して支払われる場合は、その合算金額が支払われます。
- (3) 健康保険・労災保険、その他の給付には関係なく保険金は支払われます。
- (4) 他の損害保険会社とSLスポーツ安全保険の両方に加入していた場合、両方の保険会社に請求することが可能です。

### 5 保険請求についての必要書類

- (1) ケガの程度を証明する所定の医師の診断書
- (2) 全治したときの医師の治療証明書・・・傷害事故の場合
- (3) 死亡診断書および戸籍謄本・・・死亡事故の場合
- (4) 施設または主催責任者の事故確認書・・・傷害・死亡事故の場合
- (5) 各保険会社による指定報告書類、請求書類など多数・・・  
傷害・死亡事故の場合

### 6 保険請求一般的に保険金が支払われない場合

※次にあげるものには、保険金は支払われません。

- (1) 被保険者や保険金受け取り人の故意または重大な過失
  - (2) 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転による事故
  - (3) 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患などを含む）、心神喪失による事故
  - (4) 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術、その他の医療処置  
※保険金の支払い対象となる傷害を治療する場合は除きます
  - (5) むちうち、腰痛、椎間板ヘルニア、野球肩、テニスひじ、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグッド病、などの持病や医学的他覚所見のない症状、靴ずれ、その他の急激、偶然、外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害、成長痛、加齢に伴う変形性関節症、変形性腰椎症など
  - (6) 地震、噴火、津波、戦争、その他の変乱（テロ行為によるケガは対象となります）でのケガ、放射線の汚染などによる人体被害
  - (7) 急性心不全、脳内出血、血管疾患、その他の突然死（共済見舞金の対象となります）
- 4) 一般の損害保険に加入している場合は契約約款を確認し保険の支払い対象を必ず確認してください。
- 5) SLスポーツ安全保険は、被保険者（補償の対象となる加入者）が日本国内で団体の活動中および活動に行くまでの自宅との往復中に、急激で偶然な事故により被った被害（日射・熱射病および細菌性・ウイルス性食中毒等含む）による死亡、後遺障害、入院、通院、手術費用などを補償します。
- (1) 普通傷害保険・施設入場者  
ドライバーや登録ピットクルー・メカニックの、死亡・後遺症傷害保障  
2,000万円を限度
  - (2) 普通傷害保険・施設入場者  
ドライバーや登録ピットクルー・メカニックの、入院日額保障

4, 000円を限度

(3) 普通傷害保険・施設入場者

ドライバーや登録ピットクルー・メカニックの、通院日額保障

1, 500円を限度

6) 損害賠償に関する事項

- (1) オーガナイザーおよび大会役員の業務遂行によって起きたドライバーピットクルーの死亡・負傷および車両の損害に対して、オーガナイザー・後援・協力・協賛するものおよび大会役員は、一切の保障責任を負わないものとします。
- (2) 参加者は、その参加車両およびその付属品並びにレース場の施設、機材、器具、備品に対する損害補償の責任を負うものとする。

**【追記事項】 オーガナイザーが付保するドライバー傷害保険**

- 1) 参加ドライバーには、JAF 本規則にある最低保険金をオーガナイザー側にて付保するものです。 ※次の内容となります
  - 2) オーガナイザーの付保するドライバー傷害保険金の補償額
    - (1) 走行中のドライバーに対する死亡・後遺症傷害保障  
100万円を限度
    - (2) 走行中のドライバーに対する入院日額保障  
1日/1万円を限度
    - (3) 走行中のドライバーに対する通院日額保障  
1日/5,000円を限度
  - 3) 保険適用に関する事項
    - (1) コース走行中に被った傷害に対するの保険です。  
※事故状況によって、保険金の支払い額が異なる場合があります。
    - (2) 複数の多重事故の場合、双方過失割合なく保険の対象になります。  
※当事者のドライバー間で、損害賠償の請求はできません。
- 1** 死亡事故  
通常、事故の日から当日を含め、180日以内に死亡した場合、保険金

額全額(普通条件)が支払われます。

**2** 後遺障害事故

事故の日から当日を含め、180日以内に身体の一部をなくしたり、その機能を奪われた後遺障害は、その程度に応じて保険金額(普通条件)が下記割合で支払われます。

- (1) 終身、自由を行うことが出来ない場合・・・100%
- (2) 両方の目が見えなくなった場合・・・100%
- (3) 腕または足(関節より上部)をなくした場合・・・60%
- (4) 両方の耳が聞こえなくなった場合・・・80%
- (5) そしゃくまたは言語の機能をなくした場合・・・100%
- (6) 片方の目が見えなくなった場合・・・60%
- (7) 片方の耳が聞こえなくなった場合・・・30%
- (8) 片方の耳をなくした場合・・・3%~10%
- (9) 片方の手の親指(関節より上部)をなくした場合・・・20%
- (10) 鼻をなくした場合・・・3%~35%
- (11) 足の親指をなくした場合・・・10%
- (12) 親指・人差し指以外の手の指1本をなくした場合・・・10%
- (13) 親指・人差し指以外の足の指1本をなくした場合・・・5%

※上記各号に該当しない不具廃疾については、保険加入者の職業、年齢、身分、性別等に関係なく身体完全に棄損された程度に応じてかつ上記各号の区分に準じて50%以内で保険金が支払われる補償がある保険会社に加入してください。

**3** 傷害を被った入院・通院保険金(普通条件)

損害の結果として平常の業務をきたし、しかも医師の治療を要する場合、平常の業務に従事することができるようになるまで、1日について入院の場合10,000円(180日程度)、通院の場合5,000円(90日程)が支払われます。